kanagawa-ku

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
（５月定例会）

日時：令和６年５月 17 日（金）午後１時 30 分から

１　岐部会長あいさつ

２　鈴木区長あいさつ

３　警察・消防 定例報告

（１） 刑法犯認知状況について　（神奈川警察署生活安全課）

（２） 交通事故発生状況について　（神奈川警察署交通課）

（３） 火災・救急等の状況について　（神奈川消防署）

４　議題

（１） 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内について
【事業説明】（総務局地域防災課）

（２） 令和６年度自治会向け感震ブレーカー設置推進事業のご案内について
【情報提供】（総務局地域防災課）

（３） 令和６年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について
【情報提供】（総務局地域防災課）

（４） 神奈川区窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金について
【情報提供】（総務課）

（５） 令和６年度神奈川区防災アドバイザー講演会について
【情報提供】（総務課）

（６） 神奈川土木事務所管内の工事予定について
【情報提供】（神奈川土木事務所）

（７） エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）について
【掲出依頼】（区政推進課）

（８） 「令和６年度神奈川区運営方針」の策定について
【情報提供】（区政推進課）

（９） 第５期横浜市地域福祉保健計画の策定について
【情報提供】（福祉保健課）

（10） 第９期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の策定について
【情報提供】（高齢・障害支援課）

（11） 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について
【情報提供】（地域振興課）

（12） 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】（地域振興課）

（13） 「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について
【情報提供】（区政推進課）

（14） 令和６年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について
【事業説明】（神奈川消防署総務・予防課）

※（１）・（７）・（９）・（10）・（11）・（13）は市連会からの議題です。

≪６月定例スケジュール≫

・６月区連定例会の開催について　（地域振興課）

◇日　時：令和６年６月 18 日（火）13 時 30 分～

◇場　所：神奈川区役所　本館５階大会議室

・６月の配送便（白袋）について　（地域振興課）

６月の配送便は６月 25 日（火）までに送付予定です。

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート

お答えいただきましたか？

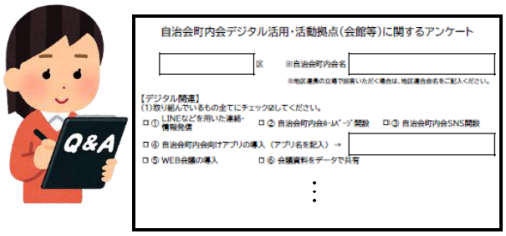

（アンケートイメージ ）

◆３月にご依頼し、すでに約 500 団体が回答

（期限：6/28（金）まで）

◆自治会町内会活動支援の重要な調査です。

◆対象：自治会町内会、地区連合町内会

全6問　3分ほど。インターネットで回答可能

◆詳しくは、横浜市 Web ページまで

横浜市　自治会町内会調査　検索

【ネット回答　こちら】

ご協力をよろしくお願いいたします。

担当：市民局地域活動推進課　電話：045-671-2317

議　　題

１　地域防災活動の支援に向けた研修のご案内について

事業説明

地域における防災活動の支援として、２つの研修をご案内します。

①　横浜市の防災対策や地域防災活動の事例をWEB研修で学ぶ「よこはま防災研修＜基礎編＞」のご案内。WEB研修のため申し込み不要で、随時受講可能となります。

②　地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修＜支援編＞」のご案内。申し込み期間は横浜市電子申請システムにて令和６年６月から10月末までの間となります。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を１部お送りいたします。

【問合せ先】

総務局 地域防災課　担当：佐久間・佐渡　　電話：671-3456　FAX：641-1677

２　令和６年度自治会向け感震ブレーカー等設置推進事業のご案内について

情報提供

大地震時の電気火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の流れを止める「感震ブレーカー」の購入・設置費用を自治会・町内会向けに最大１/２補助します。また、令和６年度は、対象地域を横浜市全域に拡大しました。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を１部お送りいたします。

◇対象団体：横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
◇補助要件：加入世帯の10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること
◇申込期間：令和６年６月１日から令和６年12月27日まで
◇募集件数：市全体で先着6,000件

【問合せ先】

◇株式会社 長寿乃里　　電話：045-900-4188
（横浜市（総務局地域防災課）が委託している事業者になります。）
◇総務局 地域防災課　担当：海野・山羽　　電話：671-3456　FAX：641-1677

３　令和６年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について

情報提供

地震時の家具の転倒から身を守るために居住者全員が下記要件①～⑥のいずれかである場合は、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します（取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。）。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を１部お送りいたします。

【要件】

① 65 歳以上、②身体障害者手帳の交付を受けている、③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、⑥中学生以下

【申込期限】

令和６年６月１日から令和７年１月31日まで（市全体で先着500件）

【問合せ先】

◇一般社団法人横浜市建築士事務所協会　電話：045-662-2711　FAX：045-662-8981
（横浜市（総務局地域防災課）が委託している事業者になります。）

◇総務局 地域防災課　担当：海野・山羽　　電話：671-3456　FAX：641-1677
E-mail:so-chiikibousai@city.yokohama.jp

４　神奈川区窓ガラス飛散防止フィルム設置事業補助金について

情報提供

神奈川区では災害時における、地域住民の重要な活動拠点となる施設の安全対策として、窓ガラス飛散防止フィルムの設置補助を実施しています。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを１部お送りいたします。各自治会館、町内会館等の施設での設置について、ご検討ください。

【概　要】

◇補助内容：フィルムの設置費用（フィルム代込）の２/３を補助します。
※補助上限は６０，０００円となります。

◇対　　象：自治会町内会館等の、現に防災活動に使用している施設
※先着 10 団体となります。

◇期　　限：令和７年１月 31 日(金)まで

◇申込方法：電話・電子メール・電子申請

◇申 込 先：以下【問合せ先】にご提出ください。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・河合　　電話：411-7004　FAX：324-5904

５　令和６年度神奈川区防災アドバイザー講演会について

情報提供

神奈川区民の防災力向上を図るため、建築士を講師として派遣し、自治会町内会等に対して防災・減災の取組についての講演を実施します。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてにチラシを１部お送りいたします。各自治会館、町内会館等の施設での講演会について、ご検討ください。

【概　要】

◇内　　容：自宅の耐震化、家具の転倒防止等について、自治会町内会館等で講演会を実施します。

◇対　　象：神奈川区内の自治会町内会等　※先着 10 団体となります。

◇期　　限：令和７年１月 31 日(金)まで

◇申込方法：総務課窓口へ直接・電話・FAX

◇申 込 先：以下【問合せ先】にご申込ください。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・佐土原　　電話：411-7008　FAX：324-5904

６　神奈川土木事務所管内の工事予定について

情報提供

今年度の神奈川土木事務所による区内の主な工事予定をお知らせします。

工事請負事業者や工事時期が決定しましたら、関係する自治会町内会長様に土木事務所よりご連絡いたします。工事期間中は地域の皆様にご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を１部お送りいたします。

【概　要】

・道路修繕工事：８工事（16 か所）
・橋梁・歩道橋修繕工事：８工事（８か所）
・道路改良工事：２工事（２か所）
・下水道関係工事：９工事（21 か所）
・公園再整備工事：１工事（３か所）
・公園施設改良工事：１工事（11 か所）

【問合せ先】

神奈川土木事務所　担当：川崎・遠藤・石山　　電話：491-3363　FAX：491-7205

７　エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）について

掲出依頼

令和６年６月から、エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）を実施いたします。

本事業は、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、１台あたり上限３万円分のポイント還元を行うもので、これにより家計負担の軽減、CO_2排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりにつなげていきます。

つきましては、市民の皆様への周知を図るため、５月の配送便にて広報チラシをお送りいたしますので、自治会町内会の掲示板への掲出についてご協力くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課　担当：安室・横倉
電話：671-2661　FAX：550-4838

８　「令和６年度神奈川区運営方針」の策定について

情報提供

神奈川区の令和６年度の目標や組織運営の方向性等を明確化し、組織一丸となって目標達成に向けて取り組むことを目的に「令和６年度神奈川区運営方針」を策定しました。

各地区へは、各地区担当課長から定例会等の場で説明させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

区政推進課 企画調整係　担当：井上・永田　　電話：411-7027　FAX：314-8890

９　第５期横浜市地域福祉保健計画の策定について

情報提供

2024（令和６）年度から 2028（令和 10）年度を計画期間とする第５期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）を策定しました。

冊子及び概要版は、区役所広報相談係、地域ケアプラザ等で配布するほか、市のホームページでも公開しています。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当　担当：野村・平尾・武山　　電話：411-7136　FAX：316-7877

10　第９期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の策定について

情報提供

よこはまポジティブエイジング計画（第９期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（計画期間：令和６年度～８年度））を策定しましたので報告します。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに計画概要版等の関連書類を１部お送りいたします。

【問合せ先】

健康福祉局 高齢健康福祉課　担当：郷原・武井・清水
電話：671-3412　FAX：550-3613

11　自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について

情報提供

３月１日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

自治会町内会館への省エネ設備を導入する場合、全ての補助メニューについて、補助率 2/3 で補助が受けられます。また、省エネ設備を導入することにより、以前より電気代が削減されるほか、自治会町内会館の脱炭素化にも寄与できます。

つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を１部お送りいたします。

【対　象】

① 町内会等が所有する会館

② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合

③ 町内会等が所有していない集会施設（マンションの集会室など）でも、その施設を町内会等の活動拠点（会館）として利用し、町内会等の会員の一部が所属する当該施設の管理団体（マンション管理組合など）と合同で補助申請をする場合

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課　担当：松永・高橋・石栗
電話：671-2317　FAX：664-0734

12　消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最新の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」について、６月号を５月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課　担当：新田・長岡　　電話：671-2584　FAX：664-9533

13　「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について

情報提供

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきます。
つきましては、今後、各区ごとに地域説明会を開催していきます。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課　担当：晴山
電話：671-4627　FAX：212-1223

14　令和６年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について

事業説明

家庭防災員研修の御案内をさせていただきますので、自治会町内会での周知をお願いいたします。
つきましては、５月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係書類を１部お送りいたします。

【概　要】
◇研修実施期間・実施回数
令和６年７月 21 日(日)から 10 月 25 日(金)までの期間において 10 回実施します。
◇研修概要
救命処置要領、地震・風水害体験、災害図上訓練等の講習から選択して受講していただきます。
◇募集期間
令和６年７月 12 日(金)まで

【問合せ先】
神奈川消防署 総務･予防課　担当:飯島･西岡･吉原　　電話:316-0119　FAX:316-0119

市連会５月定例会説明資料 令和６年５月１３日 総務局地域防災課

地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

１　事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに２つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修＜基礎編＞」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修＜支援編＞」

① 「よこはま防災研修＜基礎編＞」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修＜支援編＞」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で周知をお願いします。

３　研修の概要

（１）内容

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のＷＥＢ研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

（２）期間

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

WEB 研修のため 24 時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

令和６年６月から令和７年３月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

４　ご参加いただける方

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等**を含む、**どなたでもご参加いただけます。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

５　お申込みについて

【申込方法】以下の、URL や QR コードから申し込みいただけます。

①よこはま防災研修＜基礎編＞

URL：https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/

QR コード：

②よこはま防災研修＜支援編＞

URL：https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home

QR コード：

【申込期限】①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

通年

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

令和６年６月から 10 月末まで

総務局地域防災課
担当　佐久間、佐渡
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
ﾒｰﾙ so-chiikibousai@city.yokohama.jp

令和６年　よこはま防災研修＜基礎編＞のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災ｅ‐パーク」内で学ぶＷＥＢ研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修＜基礎編＞から名称が変更となりました。

１　対象者

どなたでも受講することができます。

２　研修内容

次の４つのコンテンツから構成されています。

・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

３　研修期間

「よこはま防災ｅ‐パーク」内で２４時間受講可能です。

※11 月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

４　研修受講方法

「よこはま防災ｅ‐パーク」の【WEB 研修】に入っていただき、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記の URL、検索または QR コードから指定のサイトにアクセスしていただけます。

よこはま防災ｅ‐パーク　検索

https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/

５　お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課　佐久間・佐渡
電　話：０４５-６７１-３４５６

令和６年　よこはま防災研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

１　実施方法

（１）対象・・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
（２）日数・・・・・・・・・１地域につき、１日１時間半～２時間程度（ワークを希望する場合は３時間程度）
（３）受付・・・・・・・・・令和６年６月から１０月末まで
（４）日時・・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
（５）場所・・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

２　研修内容について

下記②～⑤の中から最大３つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30 分
研修プログラム（自由選択）※最大３つまで	**所要時間**
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成　等）	30 分～60 分
④　マンション防災	60 分
⑤　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握　等）	60 分

３　申し込み要件

●複数(５人以上)の研修参加者を確保することができること
●研修実施場所を確保することができること

４　お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力のうえ、研修希望日の２か月前までお申し込みください。

横浜市電子申請・届出システム　もしくは

５　研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

６　問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課　佐久間・佐渡
電　話：０４５-６７１-３４５６

いつでも・どこでも 身近に防災を学ぼう

よこはま防災 e-パーク

1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実！

2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習！

3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習！全問正解してポケモンの修了証をゲット！！

横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク

だれでも、かんたんにアクセスできます。

よこはま防災 e-パーク

こどもから大人まで 個人の状況に応じて防災を学習

3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。
何を学んでいいかわからない方はこのコースから！

子育て世代コース

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。
消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！ 動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース

お家には危険がないかな？
大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。
診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース

防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。
消防訓練の実施方法等もこちらから確認！

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズ に＼挑戦／

ポケモンの修了証をGET!

GET しよう!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。
全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

©2024 Pokémon. ©1995-2024 Nintendo/Creatures Inc. /GAME FREAK.inc.

お問い合わせ先 横浜市消防局予防課
TEL：045-334-6406 / FAX：045-334-6610
E-mail：sy-yobo@city.yokohama.jp

自治会・町内会・マンション管理組合の皆さま

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

最大
1/2
補助

＼横浜市からお知らせ／

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう

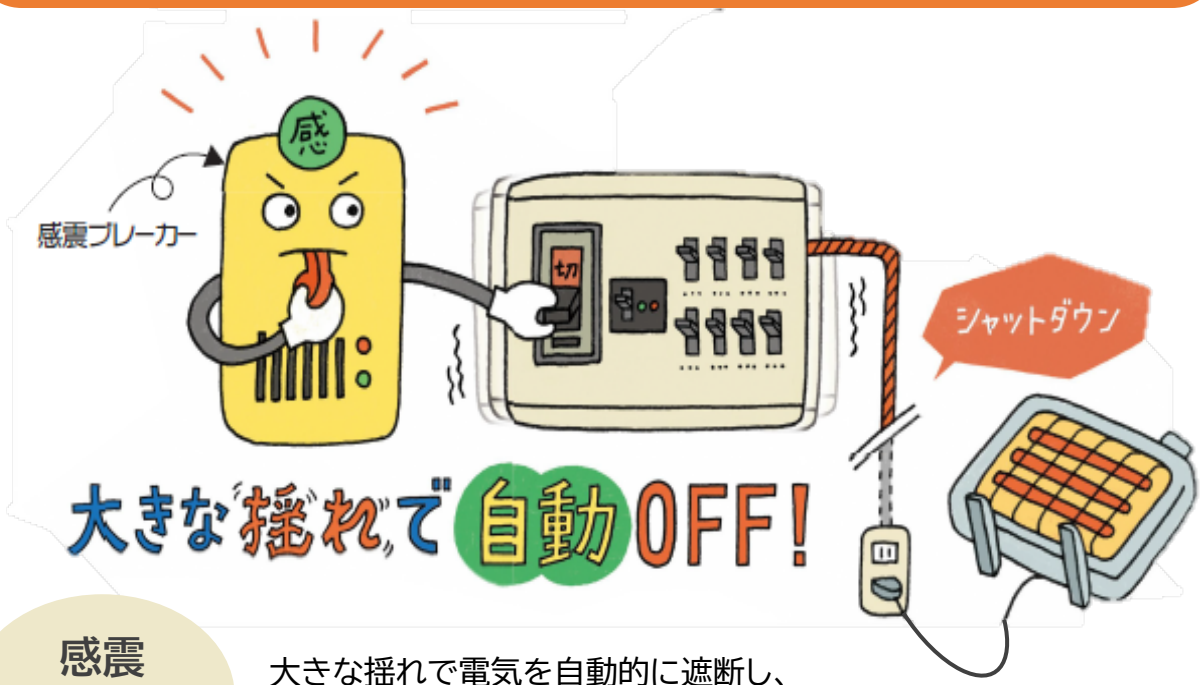

感震ブレーカーとは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、
地震火災の多くの原因と言われている
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

**感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を
最大1/2補助します！**

2ページでご確認！

申請期間　令和6年6月1日～令和6年12月27日（必着）

申請について

申請期間	令和６年６月１日～令和６年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の10世帯以上へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大１/２（上限額：器具１個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：１個3,000円×150個×消費税＝495,000円 495,000円×1/2＝247,500円（端数切捨て）　→　補助金額247,000円 （器具１個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	6,000個（先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の11器具）
申請方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申請先へ郵送してください。　（郵送代はご負担いただきます）
相談 申請先 （横浜市が運営を委託しています）	株式会社長寿乃里　感震ブレーカー設置補助受付担当 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい３-６-３ MMパークビル12F 電話：045-900-4188

地震火災の
６割以上は
「電気」が原因

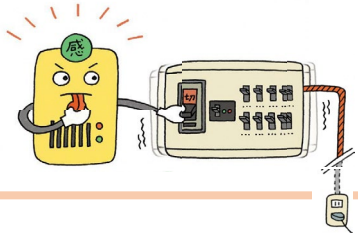

地震火災の
発生を抑えるのに、
「感震ブレーカー」
が役立ちます。

注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできます。
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

補助対象器具　「簡易タイプ」国のガイドラインに基づく性能評価済みのうち、以下11器具

おもり式

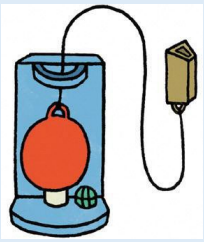

揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式

揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式

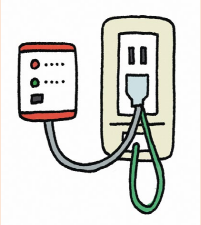

コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください
「横浜市　感震ブレーカーHP」
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html

横浜市HP

申請の流れ

（12月27日が申請期限ですが、設置期間等を踏まえ、早めの申請をお願いします。）

1 購入製品/数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者２社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申請/交付可否決定	● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。 ● 申請内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。 ● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、１か月半～２か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、<u>１か月以内</u>に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

【相談・申請窓口】

（横浜市より下記の事業者に運営を委託しています）

株式会社長寿乃里

住所　〒220-0012
横浜市西区みなとみらい３-６-３
MMパークビル12F

宛名　株式会社長寿乃里
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話　045-900-4188

横浜市総務局危機管理室地域防災課　●電話：671-3456　●FAX：641-1677　令和６年５月発行

横浜市使用欄
受付番号

第１号様式（第６条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業

補 助 金 交 付 申 請 書

年　　月　　日

（申請先）
横浜市長

団体名

（申請者）　住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入･設置予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料		購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）
担当者連絡先（申請者と異なる場合にご記入ください		申請者名
		連絡先（日中連絡がとれる電話番号）
		書類送付先住所

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

231-8790
003

料金受取人払郵便
横浜港局
承認
1164
差出有効期間
2025年３月31
日まで
（切手不要）

横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和６年度
年間
500件

＼＼ 横浜市からのお知らせ ／／

家具転倒防止器具の取付けを代行します！

申込期間 令和６年６月１日～令和７年１月31日
＊必着

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和６年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため転倒防止器具の取付けを無料代行します。

（器具代は申請者のご負担となります。）

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

① 65歳以上
② 身体障害者手帳の交付を受けている
③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 無料で取付代行できる家具は原則２つまでとします。（３つ目以降は御相談ください。）
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。

※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。

- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口（横浜市が下記の事業者に運営を委託しています）

一般社団法人横浜市建築士事務所協会　●受付時間：平日10時～16時

電話 045-662-2711　FAX 045-662-8981

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市　家具転倒防止対策　検索

●電子申請QRコード

申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会　TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間　：　平日10時～16時（12時～13時を除く）

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。

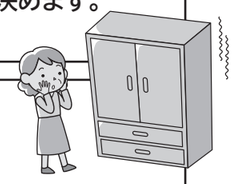

横浜市総務局危機管理室地域防災課　●電話：671-3456　●Fax：641-1677（R6年5月発行）

切り取り線

第１号様式の２（第４条）　　（整理番号）＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	＿＿＿人（下記項目のうち、該当するもの全てに☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 □65 歳以上 □身体障害者手帳等の交付を受けている □愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている □精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている □介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている □中学生以下
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家　・　借家　　（どちらかに〇をつけてください）

【注意事項等】

●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
●無料で取付代行できる家具は原則２つまでとします。３つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

【同意事項】

●　①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
●　取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

窓ガラス飛散防止フィルムを設置しましょう!

窓ガラス飛散防止フィルムを設置することで、大地震が起こった時や台風などの風水害時に、
窓ガラスの飛散によるケガを防止することができます。

区マスコットキャラクター
かめ太郎

窓ガラスが割れてしまうと…

❶ 地震や台風などの災害時に衝撃や強風で
割れたガラスは、鋭い破片となって飛び散ります。
破片が直接あたる危険だけでなく、
避難の際に飛散したガラスを踏んで
ケガをする可能性があります。

❷ 施設の中に強風が入り込み、内側からの圧力で屋根が押し上げられて、
飛散してしまう可能性があります。

窓ガラス飛散防止フィルムの効果

窓ガラス飛散防止フィルムは、ガラスが割れないようにすることはできませんが、
台風や地震などで窓ガラスが割れてしまっても、ガラス片が飛び散るのを防ぐことができます。
また、ガラスが割れるほどの衝撃でも、フィルムは簡単に破れず、
窓ガラスが枠から落下することを防いでくれます。

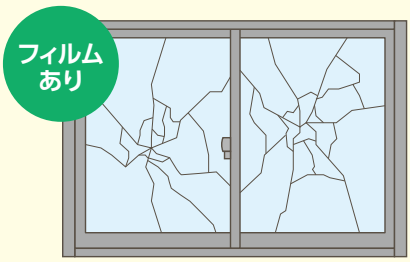

災害時における、地域住民の重要な活動拠点となる
施設の安全対策として、窓ガラス飛散防止フィルムの設置補助を
実施しています。

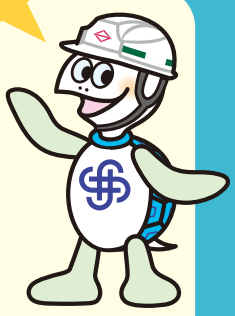

申請期限 令和７年 **1/31**（金）まで

事業の対象

自治会町内会館等の、現に防災活動に使用している施設

先着１０団体

※個人世帯や企業は本事業の対象外となりますのでご注意ください。
※定員が超過した場合は、お断りさせていただく場合がございます。
※自ら購入したものは、対象外となります。

補助内容

フィルムの設置費用（フィルム代込）を補助します。

■フィルム1㎡あたりの基本料金は7,000円
（1㎡あたり9,000円の厚いフィルムもお選びいただけます）

■補助率は設置費用の2/3（補助上限60,000円）

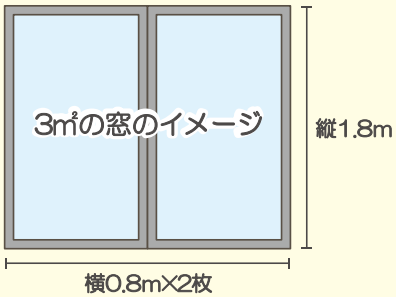

例えば

設置面積が6㎡の場合

設置費用（6㎡）：42,000円
（基本料金7,000円×6㎡）

●補助金額：28,000円
●自己負担額：14,000円

例えば

設置面積が15㎡の場合

設置費用（15㎡）：105,000円
（基本料金7,000円×15㎡）

●補助金額：60,000円
●自己負担額：45,000円

事業の流れ

電話で申込 ▶ 施設へ1回目の訪問（設置場所や見積の確認） ▶ 施設へ2回目の訪問（フィルムの設置） ▶ 区役所へ設置の報告＆補助金の申請 ▶ 補助金の請求

※フィルムの設置等は、日本ガラスフィルム工事業協会神奈川支部に依頼します。
※一旦全額負担していただき、後日区役所から補助金をお振込みいたします。

申込方法

神奈川区総務課防災担当へお電話又は電子申請システムでお申し込みください。

☎045-411-7004　★電子申請システム二次元コード

★月曜日から金曜日、午前8時45分から午後5時15分まで（祝日・休日除く）

神奈川区「防災アドバイザー」講演会

横浜市建築士事務所協会の建築士がご自宅の防災対策等について、自治会町内会に出向いて講演を実施します！

＜アドバイス内容の一例＞

- **ご自宅の耐震化について**
  耐震化対策のアドバイス
  ※これは耐震診断を行うものではありません。
- **家具の転倒防止について**
  家具の配置や方向、建物の構造・階層等に応じた転倒防止対策のアドバイス
- **ブロック塀の安全対策について**
  危険性等についてアドバイス
- **その他の防災に関するアドバイスや支援制度のご案内**
  食料の備蓄に関すること、区内の避難所に関すること等

【対象団体】神奈川区内の自治会町内会等の防災組織
※　定数（10団体）に到達次第、事業を終了します。

【申込方法】開催日程や場所について、区役所総務課防災担当へご連絡ください。希望する日程の１か月前までにお申込みをお願いします。
※　申込みは、電話、FAX、又は窓口でお受けします。

【申込期限】令和７年１月31日（金）まで

【問合せ先】神奈川区役所総務課防災担当
電話　：045-411-7004
FAX　：045-324-5904
E-mail：kg-bousai@city.yokohama.jp